

2. 大東町内会「防災会」規約

(名称)

第1条 この会は、大東町内会防災会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、町内居住者の近隣友愛と協調の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及、広報活動に関すること。

(2) 地震等による被害の予防に関すること。

(3) 防災計画の作成に関すること。

(4) 防災訓練の実施に関すること。

(5) 防災資材および機材の備蓄に関すること。

(6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

2 大規模地震等（地震では震度5強以上）が発生し、「藤沢市災害対策本部」が設置された場合、これに連動して、「大東町災害対策本部」を設置し、次の応急対策を行う。

災害対策本部長は、防災会長とし、副本部長は、防災会副会長とする。

(1) 町内居住者の被害状況（人の安否、家屋損壊等）の収集確認。

(2) 公共的施設の被害情報の収集と情報提供。

（電気、ガス、水道、交通機関、日用品店、医療施設等生活に密接するものの被害状況と復旧時期など）

(3) 初期消火、被災者に対する救出救護、避難誘導。

(4) その他、災害対策の総括的事項。

(会員)

第4条 本会は、大東町内会の構成員をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

(1) 正・副会長 (2) 防災会役員 (3) 監事 (4) 町内在住の民生委員

(5) その他、会長が特に必要と認めた者

2 役員任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は本会を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

また、本防災組織の円滑な推進のため、日頃から藤沢市の各防災組織と連絡を密にしておく。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を行う。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 本会の会長、副会長および監事は、それぞれ町内会の会長、副会長および監事が兼ねる。

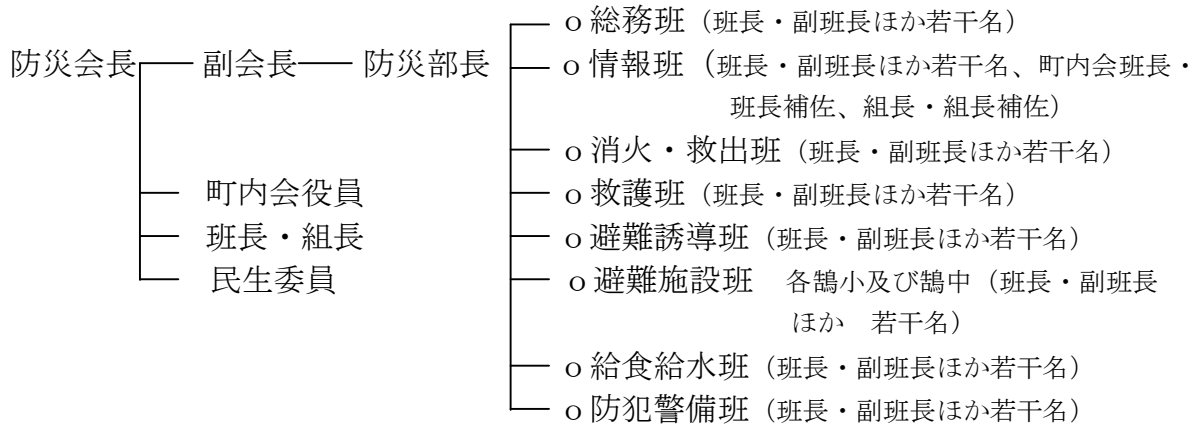
役員は、町内会の役員および班長・班長補佐及び組長・組長補佐が兼ねる。

また、会長の推薦により町内会役員会の承認を得て、会長が別の役員を委嘱する事が出来る。

- 2 町内会の防災力を高めるために、班長補佐及び組長補佐を設け、前年度の班長・組長にその任を委嘱する。

(組織)

第8条 防災活動を効果的に推進するため、次のとおり防災組織を編成する。



- 2 防災各班の班長・副班長および班員は町内会長の推薦により町内会三役会の承認を得て、会長が委嘱する。

(防災計画)

第9条 本会は、地震等による被害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は次の事項について定める。

- (1) 防災組織の編成および任務分担に関すること。
- (2) 防災に関する知識の普及、広報活動に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護および避難誘導に関すること。
- (5) 防災資材および機材の備蓄に関すること。
- (6) その他必要な事項。

(経費)

第10条 本会の経費は、町内会総会の議決を経て別に定める。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会の議決を経て会長がこれを定める。

ただし、非常時で緊急決定を要する事項については会長が専決し、事後承認とすることができるものとする。

付 則

(施行日)

1. 従前の規約を一部改正し、この規約は平成15年11月15日から施行する。
2. 従前の規約を一部改正し、この規約は平成23年4月16日から施行する。
3. 従前の規約を一部改正し、この規約は平成28年4月9日から施行する。

<参考>

防災組織の役割分担（案）イメージ

具体的アクションプランは、防災計画のマニュアルで明確化する。

総務班：総務全般を所掌する。

情報班：○要支援者を含む町内居住者の安否確認。

○班・組内の居住者の家屋損壊等の被災状況および公共的施設の被害情報の情報収集・伝達。

（電気、ガス、水道、交通機関、日用品店、医療施設等生活に密接するものの被害状況と復旧時期など）

○行政や本部長指示事項等の町内会員への連絡。

○地域防災拠点（鶴沼市民センター）との連絡調整。

○デマ情報防止

消火・救出班：消火器具等による消火、自衛消防隊の初期消火への協力。

町内への出火防止と初期消火の呼びかけ。

消化器具の点検と消化技術の習得。

負傷者の救出および搬出。

救護班：負傷者の応急手当、医師との連携。

利用可能医療機関調査。

避難誘導班：複数の避難経路・避難場所の把握。安全な場所への誘導、避難者の氏名等の把握と本部への報告

避難施設班：鶴中、鶴小等の避難施設の設営および運営

給食給水班：食料・飲料水の調達および各人に効率よく配る。

食料の炊き出し。

食料・飲料水の備蓄

防犯警備班：町内巡回、安全確認